
資料編

最終報告（抜粋）

平成 9 年 12 月 3 日
行政改革会議

Ⅱ 内閣機能の強化

4 内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化

(3) 内閣府

② 組織の在り方

オ 外局

防衛庁、国家公安委員会及び金融監督庁を置く。

⑩ 内閣府に置かれる外局

ウ 金融監督庁

- 金融監督庁の名称、任務等については、今後検討する。
- 現行の各省共管とされている金融検査・監督業務については、金融監督庁に一元化する。
- 現行の大蔵省等との共同省令を廃止し、単独省令化する。

Ⅲ 新たな中央省庁の在り方

2 省の編成

(3) 具体的編成

④ 財務省

ア 任務・行政目的

金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、今後検討。

イ 主要な行政機能

金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、今後検討。

ウ 機能・政策の在り方の見直し

b 金融制度改革の推進

- 「金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案」については、今後検討。

○ 中央省庁等改革基本法（抜粋）

（内閣府の基本的な性格及び任務）

第十条 内閣府は、内閣に、内閣総理大臣を長とする行政機関として置かれるものとし、内閣官房を助けて国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行い、内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務を処理し、並びに内閣総理大臣を主任の大臣とする外局を置く機関とするものとする。

6 金融庁は、内閣府に、その外局として置くものとし、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえ、金融監督庁を改組して編成するものとする。

- 一 国内金融に関する企画立案を担うこと。
- 二 金融については、基本的に市場の自主性及び自律性にゆだね、行政の関与は必要最小限のものに限ること。
- 三 金融監督庁が各省と共同で所管している金融に関する検査及び監督の業務については、金融庁に一元化すること。
- 四 関係法律に基づく命令の立案に関する事務で金融監督庁と大蔵省等とが共同で所管しているものについては、できる限り単独で所管すること。
- 五 金融庁の地方組織の在り方について検討すること。

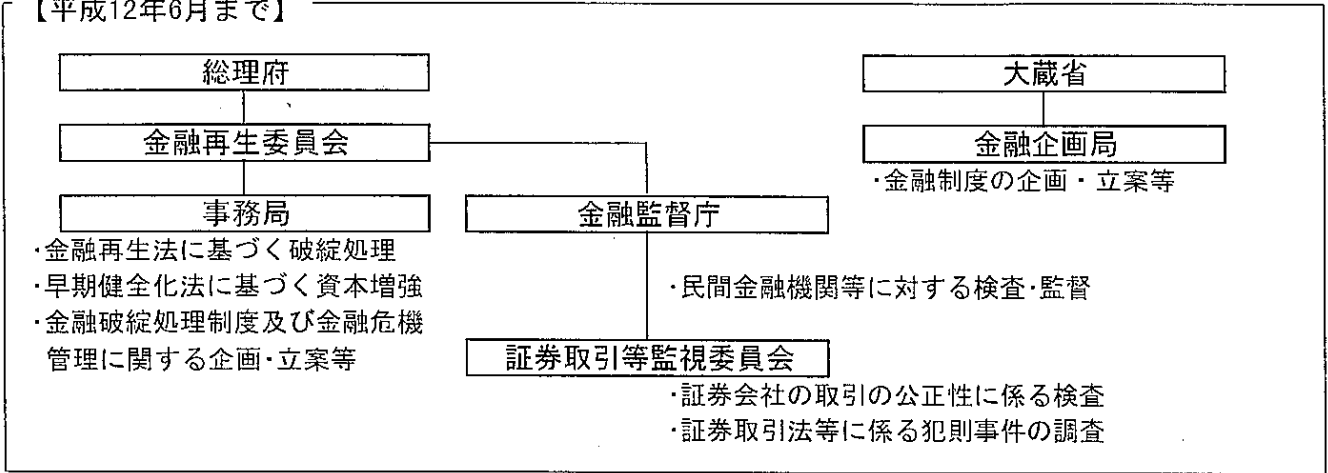
（担当大臣）

第十一条 内閣府の任務のうち国政上重要な特定の事項に関する企画立案及び総合調整について、国務大臣に、これを担当させることができるものとする。この場合において、当該国務大臣に強力な調整のための権限を付与するとともに、併せて、当該国務大臣がその任務を円滑に遂行することができるようにするため、関係する国の行政機関の間における協議及び調整の仕組みを整備するものとする。

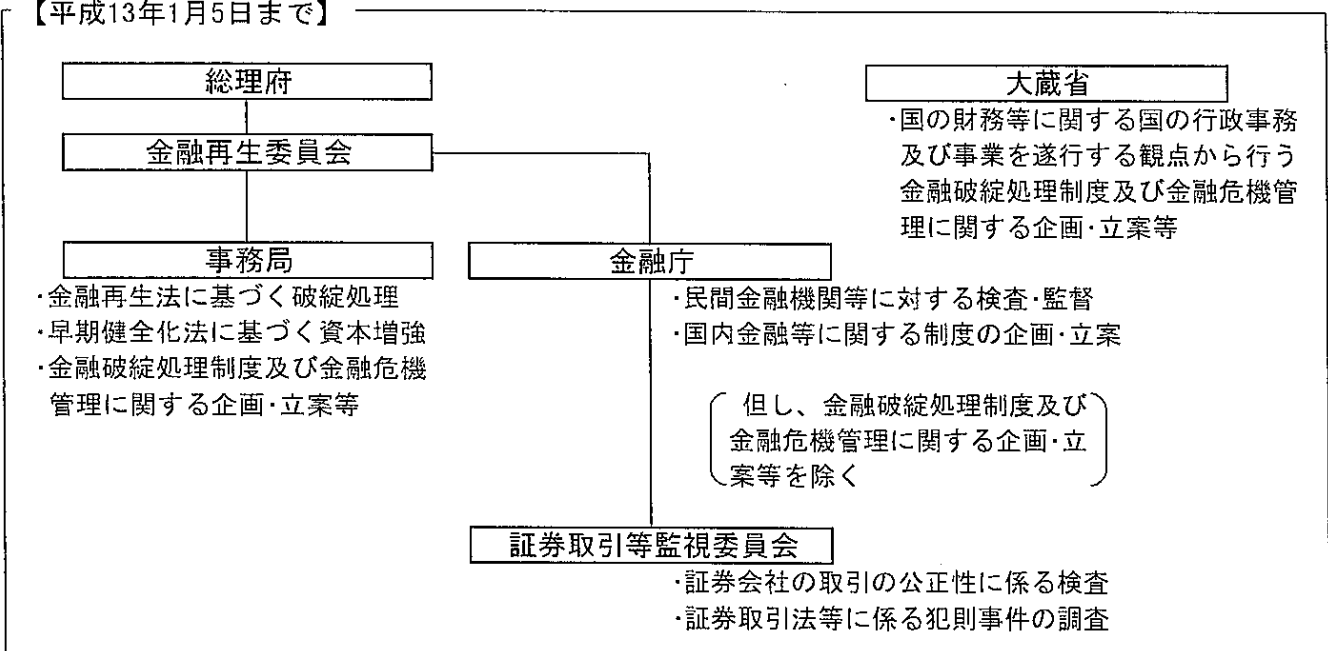
3 金融庁が所管する事項については、第一項の国務大臣に担当させるものとする。

金融行政機構の推移

【平成12年6月まで】



【平成13年1月5日まで】



【平成13年1月6日以降】

